

## 地域福祉センター活用企画公募事業運営業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 本事業の目的

地域福祉センターの各部屋については、ふれあいのまちづくり事業で使用しない場合に住民交流や地域活性化の趣旨で地域住民等に利用されることが望ましい。

令和4年度に地域協働局（当時は企画調整局）において設置した地域福祉センターに関する検討委員会の最終報告書においても、地域福祉センターを「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として、より利活用されるよう制度の見直しを含めた提言を受けている。

そこで、地域福祉センターの使用率向上並びに施設周知を目的として、ふれあいのまちづくり協議会の協力も得ながら、ふれあいのまちづくり事業の実施に支障の出ない範囲で外部への貸出枠を設定し、利用を希望する団体・個人を公募し、利活用希望者（団体）とふれあいのまちづくり協議会とのマッチングを行う。

こうした機会を通じて、ふれあいのまちづくり協議会と利活用希望者（団体）等とのつながりの創出、更なる地域活動の活性化、ふれあいのまちづくり協議会等も含めた地域活動の担い手の確保につながることを目的とする。

### 2. 業務内容に関する事項

#### (1) 業務の内容

別紙仕様書の通り

#### (2) 契約上限額

500万円（消費税・地方消費税・交通費・諸経費等含む）

#### (3) 対象期間

契約締結日～令和6年3月31日

#### (4) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

### 3. 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

#### (2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に、受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4. 応募事業者

法人格を有する団体であって、次の要件を満たすもの。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (8) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条に該当しないこと。
- (9) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。

#### 5. スケジュール（変更の可能性があります）

- |                       |                               |
|-----------------------|-------------------------------|
| (1) 公募開始              | 令和 5 年 7 月 12 日（水）            |
| (2) 参加登録申込書および質問票提出期限 | 令和 5 年 7 月 26 日（水）17 時 30 分   |
| (3) 質問に対する回答          | 令和 5 年 8 月 2 日（水）予定           |
| (4) 企画提案書等の提出期限       | 令和 5 年 8 月 25 日（金）17 時 30 分必着 |
| (5) 提案審査会             | 令和 5 年 8 月下旬予定                |
| (6) 選定結果通知            | 令和 5 年 8 月下旬予定                |
| (7) 契約締結              | 令和 5 年 8 月下旬予定                |

## 6. 応募手続き等に関する事項

### (1) 書類の配布

- ア. 配布期間 令和5年7月12日(水)～令和5年8月25日(金)17時30分まで
- イ. 配布場所 神戸市ホームページに掲載
- ウ. 配布書類
  - ①企画提案募集要領(本書)
  - ②仕様書
  - ③各種様式(様式第1～5号)

### (2) 参加申請手続

- ア. 受付期間 令和5年7月12日(水)～令和5年7月26日(水)17時30分まで  
(代表者印押印済みの書類のスキャンデータをEメールにて提出)
- イ. 提出書類 参加登録申込書(様式第1号)及び参加資格確認書(様式第2号)
- ウ. 提出先 下記「問い合わせ先」の通り

### (3) 質問の受付

- ア. 受付期間 令和5年7月12日(水)～令和5年7月26日(水)17時30分まで
- イ. 提出方法 質問票(様式第3号)に記載し、下記「問い合わせ先」に記載の提出先までEメールにより提出すること。
- ウ. 回答 令和5年8月2日(水)17時30分までの間に参加者全員に対してEメールにより回答予定。

### (4) 企画提案書等の提出

- ア. 提出書類
  - ①企画提案書提出書(様式第4号)
  - ②企画提案書(A4判、様式自由)  
以下必須項目
    - ・本業務に対する考え方、実施方針
    - ・本業務の実施方法、手法、スケジュール
    - ・本業務にかかる実施体制、支援体制
  - ③見積書(A4判、様式自由)
  - ④業務実施体制表(A4判、様式自由)
  - ⑤法人・団体概要がわかる書類(様式自由)
  - ⑥その他補足資料(任意、様式自由)

イ. 提出方法 代表者印押印済みの書類のスキャンデータをEメールにて提出

ウ. 受付期間 令和5年7月12日(水)～令和5年8月25日(金)17時30分まで

エ. 提出先 下記「問い合わせ先」の通り

## 7. 選定に関する事項

### (1) 提案審査会

- ア. 実施時期 令和5年8月下旬に神戸市役所内にて実施予定
- イ. 選定方法 提案審査会委員は、応募者の企画提案書に対して書面審査を行う。審査委員は、以下の評価基準に沿って、100点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点が最も高い応募者を、委託候補者とする。なお、評価が同点の場合は、選定委員の多数決により当該同点者の順位を決定する。

※ただし、以下に該当する参加者は選定しない。

- ・合計点が50点未満の場合
- ・見積価格が委託金額の上限額を上回った場合

ウ. 評価項目 評価項目は以下の通り

評価項目				点数
①	実施内容	業務に関する提案内容	基本方針及び提案内容全般が、本業務内容を理解した上で、独自の工夫を取り入れた魅力的なものになっているか	25点
			効果的な事業目的達成を意識した内容となっているか	25点
			計画的な事業スケジュールとなっているか。またそれを達成しうる能力・実績が見込まれるか	10点
②	実施体制	人員及び実績	本業務を遂行するにあたり、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。また、十分な経験と実績を有しているか	20点
		見積金額	提案内容に対して見積金額は適切か	10点
③	地域性	提案者は、神戸市に活動拠点を設けているか（主たる事務所が市内の場合10点、従たる事務所が市内の場合5点）	10点	
合計				100点

### (2) 選考結果の通知

令和5年8月下旬を目途に、全ての応募者に結果を通知するとともに、神戸市ホームページ上で公表する。神戸市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

## 8. 契約の締結

最優秀提案者と契約締結の協議を行う。（最優秀提案者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。）

契約の締結にあたっては、神戸市委託契約約款に基づく委託契約を締結する。

## 9. その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め提案審査会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 採用された企画提案書は、個人情報保護法に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（個人情報保護法に基づく公開を除く）。
- (6) 応募申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル応募は無効とする。
- (7) 企画提案書の提出後に、選定委員会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式第5号）」を下記「問い合わせ先」まで E メールにて提出すること。

### **問い合わせ先**

神戸市地域協働局地域活性課 横山・荒木

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 市役所1号館 23 階

電話番号:078-322-6486 FAX:078-322-6133

【E-mail】 model@office.city.kobe.lg.jp